

愛西市条例第7号

愛西市企業立地促進条例

(目的)

第1条 この条例は、本市の指定区域において事業所の新設及び開設を行う企業に対し奨励措置を講ずることにより、企業の立地の促進並びに市民の雇用機会の創出及び雇用の維持を図り、もって本市の産業の振興及び市民生活の安定に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定区域 市内において規則で定める区域をいう。
- (2) 企業 営利の目的をもって規則で定める事業を営む者をいう。
- (3) 事業所 指定区域において企業が事業の用に供するための施設及びこれに附帯する関連施設をいう。
- (4) 新設 企業が新たに事業所を建築することをいう。
- (5) 開設 企業が事業所を賃借してその引渡しを受けることをいう。
- (6) 常用従業員 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者である従業員（短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条第1項に規定する短時間労働者を除く。）をいう。
- (7) 新規常用従業員 企業による土地の取得日又は開設の日から操業を開始する日（以下「操業日」という。）から6月を経過した日（以下「起算日」という。）までに新たに事業所の常用従業員となった者（常用従業員となった日から継続して市内に住所を有する者に限る。）をいう。
- (8) 土地の取得日 事業所を新設するための土地の売買又は賃貸借契約により、企業が土地の引渡しを受けた日をいう。
- (9) 雇用基準日 起算日から1年を経過した日をいう。

(奨励措置)

第3条 市長は、企業に対し、この条例の目的を達成するため、予算の範囲内において、次に掲げる奨励金を交付することができる。

- (1) 立地促進奨励金
- (2) 雇用促進奨励金
- (3) 建物賃借型雇用促進奨励金

(立地促進奨励金)

第4条 前条第1号の立地促進奨励金は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する企業に対し、交付するものとする。

- (1) 事業所を新設すること。
- (2) 土地の取得日から3年以内に操業を開始すること。

2 立地促進奨励金の額は、新設された事業所の操業日後、当該事業所に係る固定資産税が最初に課されることとなった年度から3年間における各年度の固定資産税（地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第3号に規定する家屋及び同条第4号に規定する償却資産に課するものをいう。）に相当する額（1,000円未満の端数金額は、切り捨てる。）とする。

3 立地促進奨励金は、前項に規定する各年度の額を当該各年度の翌年度に交付するものとする。

(雇用促進奨励金)

第5条 第3条第2号の雇用促進奨励金は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する企業に対し、2年を限度として交付するものとする。

- (1) 立地促進奨励金の交付を受けること。
- (2) 新規常用従業員を雇用基準日まで継続して雇用していること。

2 雇用促進奨励金の額は、次に掲げる額とする。

- (1) 雇用基準日まで継続して雇用した新規常用従業員数に15万円を乗じて得た額（その額が1,200万円を超えるときは、1,200万円）
- (2) 雇用基準日まで継続して雇用した新規常用従業員のうち、雇用基準日から1年経過した日まで継続して雇用した従業員数に15万円を

乗じて得た額（その額が1, 200万円を超えるときは、1, 200万円）

3 雇用促進奨励金は、交付決定通知のあった年度にそれぞれ交付するものとする。

（建物賃借型雇用促進奨励金）

第6条 第3条第3号の建物賃借型雇用促進奨励金は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する企業に対し、2年を限度として交付するものとする。

- (1) 事業所の開設から3年以内に操業を開始すること。
- (2) 新規常用従業員を雇用基準日まで継続して雇用していること。

2 建物賃借型雇用促進奨励金の額は、次に掲げる額とする。

- (1) 雇用基準日まで継続して雇用した新規常用従業員数に15万円を乗じて得た額（その額が1, 200万円を超えるときは、1, 200万円）
- (2) 雇用基準日まで継続して雇用した新規常用従業員のうち、雇用基準日から1年経過した日まで継続して雇用した従業員数に15万円を乗じて得た額（その額が1, 200万円を超えるときは、1, 200万円）

3 建物賃借型雇用促進奨励金は、交付決定通知のあった年度にそれぞれ交付するものとする。

（交付申請）

第7条 第3条各号に定める奨励金（以下「奨励金」という。）の交付を受けようとする企業は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、奨励金の交付を決定したときは、規則で定めるところにより、企業へ通知するものとする。

（届出）

第8条 前条第2項の決定通知を受けた企業（以下「交付決定企業」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところに

より、市長に届け出なければならない。

(1) 前条第1項に規定する交付申請の内容に変更があったとき。

(2) 操業日から5年以内に事業を著しく縮小し、休止し、又は廃止したとき。

(権利の譲渡等の禁止)

第9条 奨励金の交付を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

(地位の承継)

第10条 交付決定企業に相続、譲渡、合併等の変更が生じたときは、当該企業に係る事業が継続される場合に限り、当該事業の承継人は、規則で定めるところにより市長の承認を受け、その地位を承継することができる。

(交付決定の取消し等)

第11条 市長は、交付決定企業が次の各号のいずれかに該当するときは、第7条第2項に規定する決定を取り消し、又は既に交付した奨励金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) この条例若しくはこれに基づく規則又は市長の指示に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な行為により奨励金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(3) 重大な法令違反又は社会的な信用を著しく損なう行為を行ったとき。

(4) 市税を滞納したとき。

(5) 正当な理由によることなく操業日から5年以内に事業を著しく縮小し、休止し、又は廃止したとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が奨励金を交付することが適当でないと認めるとき。

(報告及び立入調査)

第12条 市長は、この条例の施行において、交付決定企業に対し必要な報告を求め、又は立入調査を行うことができる。

(公害防止)

第13条 交付決定企業は、市長の指示に従い、公害防止に関し必要な措置を講じなければならない。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の愛西市企業立地促進条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る奨励金の交付等について適用し、同日前に改正前の愛西市企業立地促進条例の規定により申請された奨励金の交付等については、なお従前の例による。